

登記のオンライン申請についてシステム障害が発生した場合の特別措置の流れ



障害発生時の特別措置については、「**法務局ホームページ**」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>)の「**お知らせ**」のページに詳細情報を掲載いたします。なお、法務省オンライン申請ホームページの「申請システムログイン画面」([https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default\\_moj.html](https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default_moj.html))及び「**新着情報**」([http://shinsei.moj.go.jp/new/new\\_top.html](http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html))にもシステム障害時の御案内が掲載されます。

判断ポイント：いま何時ですか？

午後2時から午後4時前まで

午後4時から午後5時まで

民事局においてシステム障害認知後30分以上経過した時点(午後2時半から午後4時半まで)で復旧していない場合

民事局においてシステム障害認知後15分以上経過した時点で復旧していない場合

**オンライン申請受付時間 2時間延長措置の決定**  
 ※引き続き経過観測の結果午後4時15分までに解決しない場合は、「メール仮受措置」を併せて実施する。

**メール仮受措置の開始**

- ・法務局ホームページの「お知らせ」から「メールによる仮受措置について」のページに進んだところに各法務局・地方法務局あての専用メールフォームが用意されますので、申請情報をPDFファイル化したものを添付して、各局あてメール送信してください。
- ・取扱時間は、原則として午後5時15分まで(最大5時45分まで)
- ※メール仮受措置の終了予定時刻については、法務局ホームページの「お知らせ」に掲載されますので、御確認ください。
- ※本措置により取り扱われる事後の申請は、書面申請のみとなるため、租税特別措置法84条の5の適用はありませんので、ご了承願います。

**注意事項**

- ・午後7時15分までにオンライン申請手続きを完了した場合に、**当日付けの受付**となります。
- ・翌日付けの受付を希望される場合は、**午後7時25分から午後8時まで**の間にオンライン申請手続きを完了させてください。
- ・なお、オンライン申請受付時間延長中にシステム障害が再発した場合については、その後の特段の措置はされませんので、ご了承願います。

※詳細については、「メール仮受措置の流れ」を参照してください。

# メール仮受措置の流れ

- 1 午後4時から午後5時までの間に民事局においてシステム障害を認知した場合
  - 2 午後4時以前にシステム障害を認知後、午後4時以降においてシステム障害が継続している場合
- その時点から15分経過後に法務局ホームページの「お知らせ」欄に「メール仮受措置」の実施について掲載され、専用の電子メールアドレスに申請情報に相当する情報を当該申請物件又は法人若しくは会社の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局にあらかじめ送信することで、送信した日の日付での受付を確保する措置をいたします。

## 1. システム障害発生 → 「メール仮受措置」の実施についての確認

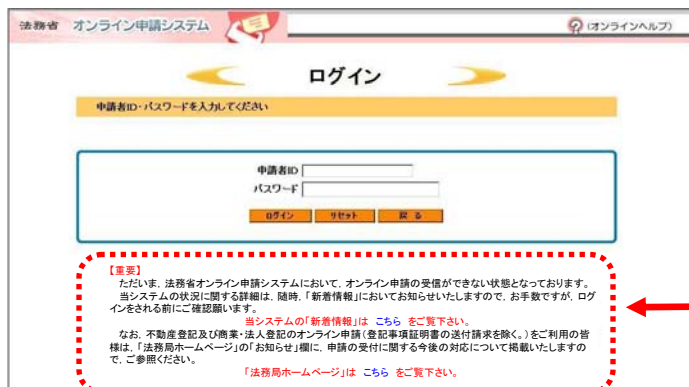
※法務局ホームページの「お知らせ」に「特別措置」についての実施内容を掲載します。  
なお、「申請システムログイン画面」及び「新着情報」でも「メール仮受措置」の実施について確認できます。

### 「法務局ホームページ」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>)



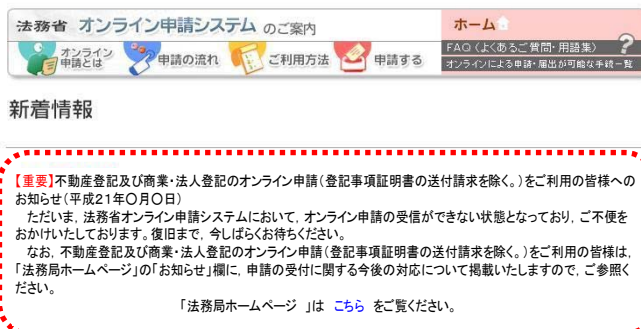
「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に特別措置に関する情報が掲載されます。「時間延長措置」及び「メール仮受措置」の具体的内容をこちらでご確認ください。  
なお、「メール仮受措置」を実施する場合、こちらをクリックすると、専用の各局あてメールアドレスが現れます。

### 「申請システムログイン画面」([https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default\\_moj.html](https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default_moj.html))



「申請システムログイン画面」及び「新着情報」に、「メール仮受措置」の実施についてのお知らせが掲載されます。  
詳しくは「法務局ホームページ」をご覧ください。

### 「新着情報」([http://shinsei.moj.go.jp/new/new\\_top.html](http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html))



【重要】不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様へのお知らせ（平成21年0月0日）  
ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっており、ご不便をおかけしております。復旧まで、今しばらくお待ちください。  
なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に、申請の受付に関する今後の対応について掲載いたしますので、ご参照ください。  
「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

## 2. 「ログイン画面」への連絡事項の掲載例

法務省オンライン申請システムにログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が生じ、特別措置の実施が決定された場合におけるお知らせ例

### 【重要】

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。

当システムの状況に関する詳細は、随時、「新着情報」においてお知らせいたしますので、お手数ですが、ログインをされる前にご確認願います。

当システムの「新着情報」は [こちら](#) をご覧ください。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に、申請の受付に関する今後の対応について掲載いたしますので、ご参照ください。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

法務省オンライン申請システムのログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が解消した場合におけるお知らせ例

### 【重要】

法務省オンライン申請システムにおいてオンライン申請の受信ができない状態は解消いたしました。ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄にて、申請の受付に関する現在の対応についてご確認願います。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

## 3. 「新着情報」への連絡事項の掲載例

法務省オンライン申請システムにログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が生じ、特別措置の実施が決定された場合におけるお知らせ例

【重要】不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様へのお知らせ（平成21年〇月〇日）

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。ご不便をおかけいたしております。復旧まで、今しばらくお待ちください。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に、申請の受付に関する今後の対応について掲載いたしますので、ご参照ください。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

法務省オンライン申請システムのログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が解消した場合におけるお知らせ例

【重要】不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）の受付に関する対応について（平成21年〇月〇日）

法務省オンライン申請システムにおいてオンライン申請の受信ができない状態は解消いたしました。ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄にて、申請の受付に関する現在の対応についてご確認願います。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

#### 4. 法務局ホームページの「お知らせ」への連絡事項の掲載例

##### オンライン申請の受付時間延長措置におけるお知らせ例

###### 【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。

システムの復旧まで、今しばらくお待ちください。

なお、システムの復旧後、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきましては、当日分のオンライン申請の受付時間を本日午後7時15分まで延長(2時間延長)いたします。

これに伴い、翌日分のオンライン申請の受付は、午後7時25分から午後8時までとなりますので、翌日付けでの受付を希望される方はご留意願います。

##### メールによる仮受措置におけるお知らせ例 その1

###### 【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。

これより、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきまして、当該ページのメールフォームを利用して申請情報に相当する情報を送信することによる「メール仮受措置」を開始いたします。

当該特別措置は午後5時〇〇分までに各法務局・地方法務局の本局で確認された申請情報を対象といたしますので、ご留意願います。

##### メールによる仮受措置におけるお知らせ例 その2

###### 【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

法務省オンライン申請システムにおいてオンライン申請の受信ができない状態は解消いたしました。

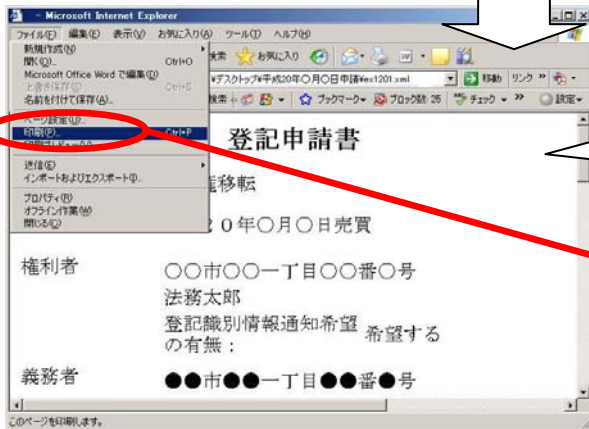
なお、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきましては、引き続き、当該ページのメールフォームを利用して申請情報に相当する情報を送信することによる「メール仮受措置」を実施しております。

当該特別措置は午後5時〇〇分までに各法務局・地方法務局の本局で確認された申請情報を対象といたしますので、ご留意願います。

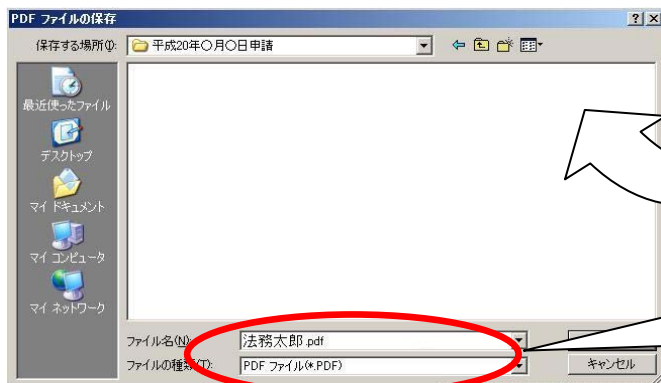
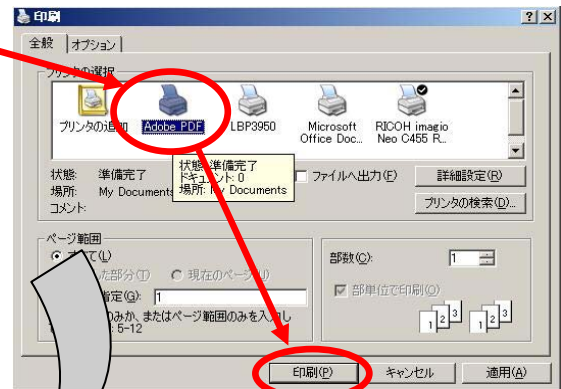
## 5. 申請情報に相当する情報の作成

※「申請書作成支援ソフト」によりXML文書で保存されている「申請情報」について、下記の要領で「PDFファイル」に変換して下さい。

「申請書作成支援ソフト」で作成した申請情報のXMLファイルは、指定したフォルダに保存されています。ファイル名は、「ex1201.xml」です。



当該ファイルをPDFファイルに変換してください。  
※以下は「Adobe Acrobat」の例  
「ファイル」→「印刷」と進み、「Adobe PDF」を選択し、「印刷」を押してください。



ファイル名は、「申請人等の氏名及び仮申請情報に係る申請の順番」を記録してください。

(例) **法務太郎1.pdf**

すべての申請に係るファイルについて、同様の作業を行い、申請情報に相当する情報(pdfファイル)を作成する。



## 6. 申請情報に相当する情報のメール送信

※2で作成した申請情報に相当する情報をメールフォームに添付して当該申請物件又は法人若しくは会社の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局へ送信する。

法務局ホームページの「お知らせ」

(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tokubetusochikariuke.html>)



TOPPAGE > 法務省 オンライン申請システムの障害発生に伴うメールによる仮受について

### メールによる仮受措置について

#### 【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。これより、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきまして、当該ページのメールフォームを利用して申請情報に相当する情報を送信することによる「メール仮受措置」を開始いたします。

当該特別措置は午後5時〇〇分までに各法務局・地方法務局の本局で確認された申請情報を対象といたしますので、ご留意願います。

#### ◆北海道地方

- 札幌法務局(北海道)
- 函館地方法務局(北海道)
- 旭川地方法務局(北海道)
- 釧路地方法務局(北海道)

#### ◆中部地方

- 名古屋法務局(愛知県)
- 津地方法務局(三重県)
- 岐阜地方法務局(岐阜県)
- 福井地方法務局(福井県)
- 金沢地方法務局(石川県)
- 富山地方法務局(富山県)

#### ◆四国地方

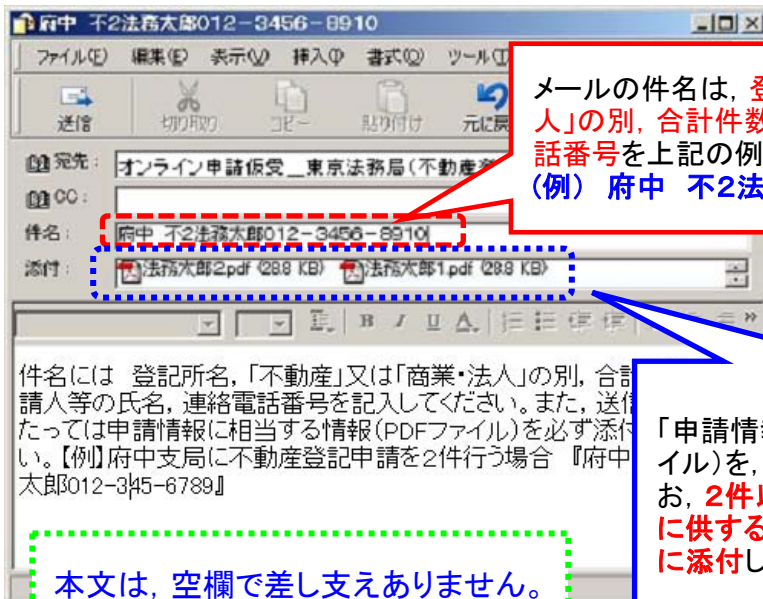
- 高松法務局(香川県)
- 徳島地方法務局(徳島県)
- 高知地方法務局(高知県)
- 松山地方法務局(愛媛県)

#### ◆関東甲信越静岡地方

- 東京法務局(東京都) **不動産登記**
- 東京法務局(東京都) **商業・法人登記**
- 横浜地方法務局(神奈川県)
- さいたま地方法務局(埼玉県)

#### ◆中国地方

- 広島法務局(広島県)
- 山口地方法務局(山口県)
- 岡山地方法務局(岡山県)
- 鳥取地方法務局(鳥取県)



メールの件名は、登記所名、「不動産」又は「商業・法人」の別、合計件数、申請人等の氏名及び連絡先電話番号を上記の例により記録すること  
(例) 府中 不2法務太郎012-3456-8910

件名には、登記所名、「不動産」又は「商業・法人」の別、合計申請人等の氏名、連絡電話番号を記入してください。また、送信した場合は申請情報に相当する情報(PDFファイル)を必ず添付し、【例】府中支局に不動産登記申請を2件行う場合『府中太郎012-345-6789』

本文は、空欄で差し支えありません。

「申請情報に相当する情報」(PDFファイル)を、添付して送信してください。なお、**2件以上の申請をメール仮受措置に供する場合は、すべて1件のメールに添付してください。**

## 7. メール仮受措置に係る申請の申請情報の登記所への提出

※**翌々日中必着**でメール仮受措置に係る申請の申請情報を管轄登記所に提出してください。

ただし、**郵送の場合、翌日付けの消印がされており、更に速達郵便扱い**となっているものについては、**郵便事情による遅れを考慮いたします。**

その際、**必ず書面を提出する方法で申請**して下さい。仮にオンライン申請を行った場合や期限内に**申請情報が提出されなかった場合は、メール仮受措置による取扱いはしないこととなります**ので御留意願います。

※書面の提出方法は、**管轄登記所に持参する方法又は送付する方法**によってください。

※当該特別措置は、「申請情報を書面を提出する方法」によるものと取り扱われることとなりますので、オンライン申請の場合に適用となります。**租税特別措置法84条の5の規定は適用されません**ので、ご了承願います。

### 申請情報の記載例

「**メール仮受措置**」と朱書きして下さい。

**メール仮受措置**

登記の目的 所有権移転

原因 平成〇〇年〇月〇日売買

所有者 〇〇市〇〇町一丁目〇〇番〇〇号  
(住民票コード12345678910)

法務太郎  
連絡先の電話番号 123-456-7890